

日本老年社会科学会評議員に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、日本老年社会科学会（以下「本学会」という。）の評議員について定める。

(定数)

第2条 評議員の定数は、本会正会員の5%程度を上限とする。

(選任手順)

第3条 評議員の選任手順は次の通りとする。

- (1) 現任評議員の任期が満了するおおむね1年前に、理事会は評議員候補者推薦委員会（以下「委員会」という。）を設け、評議員候補者の選考を行う。
- (2) 委員会の委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- (3) 委員会は、現任の評議員、新たに理事から推薦された候補者、および同委員会が適当と認めた候補者について、年齢、性別、専門領域、地域等をふまえて選考を行い、理事会に評議員候補者を推薦する。
- (4) 理事会は、委員会から推薦された評議員候補者について審議し、委嘱の可否について理事長に答申する。
- (5) 委員会は、理事会への評議員候補者の推薦をもってその任務を終える。

(任期途中での選任)

第4条 評議員の任期中に評議員の選任は行わないものとする。

(改正)

第5条 この内規の改正は理事会の議を経て、総会に報告されなければならない。

付則 この内規は2013年6月6日より施行する。